

日本共産党

小平市議団ニュース

No.136 2013年7・8月



木村まゆみ
☎344-4928



佐藤みつる
☎343-0831



すえひろ 進
☎343-7268



ほそや 正
☎345-0818

補正予算で実現する主な事業

- 認可保育園新設のために、土地開発公社所有のすずのき菜園跡地を買い戻し、保育園事業者に貸与。
- 40歳以上だった成人歯科無料検診を20歳以上に拡充。
- 昭和病院内保育園の病後児保育に病児保育を加え、さらに栄町地域でも病児・病後児保育室を新設。
- 市内東南地域で、コミュニティタクシーの試行運行を行う。
- 都市計画道路3・4・23号線で削られる第12小学校の敷地拡張と給食棟の移築を行なう。
- 心身障がい児の就学とスクールソーシャルワーカーを拡充。
- 食物資源循環事業の拡充。
- 農業、商店街活性化のための支援
- デジタル防災無線FAX、防災施設、設備の拡充。
- 太陽光発電などモニター件数を増やすための補助増額、小川東第二地域センター、東部公園に太陽光発電設置設計を行なう。
- たかの街道、4小通り、回田道など市道の補修、あかしあ通りの歩道整備、武蔵野団地内道路の改善などを行なう。
- 中島町公園へ遊具設置、学園野鳥公園のリニューアル整備を行なう。
- 小川駅西口、小平駅北口の再開発事業、小川4番土地区画整理への支援を行なう。

6月議会一般会計補正予算可決 市民要望の実現へ 市長選挙公約の13項目を予算化

市議会は四月二十四日の臨時議会で提案された約十二億八千万円の補正予算を、6月議会初日に全会一致で可決しました。この補正予算は、当初の「骨格予算」に年度初めに行なわれた市長選挙で3選された小林市長の政策を盛り込んだもので、歳入のほとんどが財

政調整基金からの繰入金と市債で賄われます。5月に行なわれた住民投票のための補正（三千万円）と今回の補正を加えた予算総額は、約五七七億八千万円となります。日本共産党との政策協定の実現に一步踏み出し、市民の要望が予算化されました。

日本共産党市議団の新しい議会人事が決まりました

木村 まゆみ

市議団長、市議団副幹事長、生活文教委員長、議会改革推進特別委員、湖南衛生組合議員、都市計画審議会委員、文化振興財団評議員。

佐藤 みつる

市議団幹事長、総務委員、まちづくり検討特別委員長、三多摩上下水及び道路建設促進協議会委員。

すえひろ 進

市議団副団長、厚生委員、議会運営委員、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会委員、民生委員推薦委員、住居表示整備審議会委員。

ほそや 正

市議団政務活動費担当、建設委員、まちづくり検討特別委員、議会報編集委員、小平・村山・大和衛生組合議員、土地開発公社評議員、農業委員。

今回から六月議会議事に入る前に所信表明会が実施され、小平市議会議長には浅倉成樹氏、副議長には常松大介氏が選任されました。議会の同意により、小平市監査委員には宮寺賢一氏。



住民投票51010人の 市民が投票…関心の高さを表す

東京都は五月二八日に国土交通省に事業認可を申請

五月二六日、都内で初めてとなる都道建設見直しの是非を問う住民投票が行われました。

結果は投票率が35・17%と50%を超えなかつたため、住民投票は不成立となりました。

住民投票条例が制定されてから投票日までの40日間、私も寄せられました。党市議団は四月臨時議会で、『日本共産党の住民投票大綱』（2000年）を示し「成立要件を付けるべきでない。」と反対しましたが、自民党・公明党・みんなの党の賛成多数で可決されました。今回の住民投票は、1路線の都市計画道路を対象にしたものであったこと、市民全体の関心はどうだったのか、条例案や市から出された条例改正案の精査、審議は議

「なぜ？」の疑問と怒りの声

日本共産党住民投票大綱…2000年

投票の対象は、自治体の「住民の生活に重大な影響を及ぼす事項」としています。そして、議会の同意がなくても、住民投票の実施ができるようにしています。そのかわりに住民投票実施に必要な署名数を、有権者五十万人以下の自治体なら、有権者の二〇%、五十万から百万人までは一五%、百万人以上が一〇%としています。

また、「当該地方公共団体の議会及び長は、住民投票の結果を尊重しななければならない」とし、さらに、賛否いずれか過半数の結果が有権者数の三分の一以上に達した場合は、自治体の長を拘束します。

会として十分行われたのか、など課題を残すものと受け止めています。

しかし、有権者の3分の1

指定管理者制度の改善が大きく前進 審査項目に地域貢献や地域事業者 支援などが加わりました

この4月からの市立児童館の指定管理者は地域で評判の高い従来の非営利法人に替わって、小平地域とその分野に全く実績のない株式会社に委託されています。

すえひろ進市議は3月議会に引き続き6月議会でも指定管理者制度の改善について質問し、以下の内容が明らかになりました。

(一)市内の指定管理者の標準的な審査手続きに「事業者の信頼性・社会性を評価する項目」を加える

(二)具体的には下表のとおり、

を超える投票があったことは市民の関心の高さの表れです。「地権者や沿道市民の声をきちつと東京都に伝えることが市の責務」と佐藤みつる党市議は一般質問でも強く指摘しました。

地域住民の運動は続きます

50年以上の長きにわたり地道に運動を続けてこられた地

域住民の皆さんは、3・2・8号道路は、①過大な交通量計画に基づいており、必要性に乏しい②公害被害が大きくなる③住宅街を貫通すること

は東京都の「多摩地域都市計画道路の基本方針および基本計画」にも反する、などを訴えて粘り強く東京都との交渉を続けています。

(5)市長が必要と認めて定める基準に10の選択項目を追加する
この10項目は、かねてから

この改善により、指定管理者の審査・選定にあたっては、地域での貢献度を評価し、地域の事業者を支援する一定の基準を設定することができたと考えます。

従来の審査項目

- (1)市民の平等な利用の確保
- (2)公の施設の目的が効果的に達成
- (3)効率的な管理
- (4)適正かつ確実な管理の行う能力
- (5)市長が必要と認め定める基準

審査項目(5)に追加された10の選択項目

- ①実績の評価
- ②品質管理の評価
- ③環境配慮活動の評価
- ④市内事業者の評価
- ⑤災害協定・社会貢献活動の評価
- ⑥男女共同参画、ひとり親家庭・子育て中の女性の就労の支援の評価
- ⑦労働条件（報酬）の評価
- ⑧障がい者雇用の評価
- ⑨高齢者雇用の評価
- ⑩地域雇用の評価

6月厚生委員会 から…

学童クラブや保育など 子どもたちの環境に大きな変化

学童クラブ、1月4日開所、 5小の定員を60人に、10小 に第二クラブ開設へ

6月議会は「小平市立学童クラブ条例の一部改正」と「小平市子ども・子育て審議会条例の制定」「小平市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」の条例議案3件が厚生委員会の審査を経て、全会一致で可決されました。

「学童クラブ条例の一部改正」の内容は、①従来は休日だった1月4日を開所日とする、②第五小学校学童クラブの定員を40人から60人に変更する、③第十小学校に、新たに40人定員の第二クラブを開設する、以上3点です。

厚生委員会ですえひろ進市議は、1月4日の開所は保護者の長年の要望の実現と評価し、十小第二クラブ開設について「来年4月1日開設となれば3年間にわたり定員超えとなる。来年の4月を待たずに新しい施設が使用可能になった時点ですみやかに開設すべきではないか。また、十小第二クラブがすでに指定管理者

制度の対象のような説明だが、学童クラブの新設や増設の運営主体はどこで決められるのか」と質問しました。市は「可能ならば早期の開設を考えたい。運営主体について、今後は設置される子ども・子育て審議会でも検討していきたい」と答弁しています。

子ども子育て「新システム」 2015年4月実施にむけ、 本年8月から小平子ども・ 子育て審議会始まる

「小平市子ども・子育て審議会条例」の制定は、子ども・子育て支援法に基づき、市長の付属機関として審議会を設置し、関連施策の審議と推進を図るものです。

子ども・子育て（新システム）関連法は、昨年8月、民主党・自民党・公明党の3党合意で消費税増税と社会保障切り下げの一体関連法として成立しました。

この新システムは、保護者と施設の直接契約の導入など市町村の責任を後退させ、保育を利用するには介護保険のように「支給認定」が必要

となり、保育所施設整備費補助金の廃止と保護者の保育料負担増、企業参入の促進と公立



施設の民営化など、子どもの権利と発達を大幅に後退させるものです。

日本共産党小平市議団は、「子ども・子育て審議会の目標に児童福祉法とその他子ども・子育てに関する法律を明確に位置づけること」や「審議会は子ども・子育て支援新制度に関連するすべての事業者と保護者の意向が十分に反映される構成にすること」を強く求めています。そして、「新システム」が子どもの権利を侵害することなく、真に子ども本位の保育制度を小平で実現するために全力をあげるとともに、地域から保育・幼児教育関係者だけでなく、幅広く市民のみなさんに、すべての子どもたちに質の高い保育・幼児教育の保障を求める運動への共同を心から呼びかけるものです。

今年度も認可保育園に 入園できない児童は378人! (4/1現在)

東部地域で0・1・2歳の待機児童が急増

公立鈴木保育園を 待機児童の解消に活用せよ!

木村まゆみ市議の一般質問に答えて、市は「市立鈴木保育園の私立保育園への移行については移行ガイドラインに沿って推進」と、従来の姿勢を変えていません。

さらに「東部地域への2園ないし3園の認可保育園の開設に向けて、事業者からの新設提案の受付を開始」していることも明らかになりました。

新規に保育園をつくるなら、廃園などしている場合ではない！というのがごく自然な考えではありませんか。しかも移行後の活用については白紙のはず。

あらゆる知恵と力を集めて、鈴木保育園という社会資源にもう少し頑張ってもらいたいと日本共産党市議団は考えています。

新たな特別委員会が 設置されました

①議会改革推進特別委員会…議会基本条例の策定をめざします（引き続き木村まゆみ議員）。

②まちづくり検討特別委員会…都市基盤、防災、産業活性化などまちづくり全般を検討する（ほそや正議員と、委員長として佐藤みつる議員）。

特別委員会ではありませんが、議会運営委員会は、引き続きすえひろ進議員です。

6月議会一般質問より



佐藤みつる市議

①生活保護改悪の動きに、市民の立場で対応を生活保護法改悪案について、基準の引き下げとともに受給申請を制限する「水際作戦」が強まることは、国民の生存権を保障した憲法第25条から許されないと質問。市は、基準の引き下げによる市民への影響は、住民税や国民健康保険税の増税など70項目に及ぶこと、申請の意思が確認された市民には従来と同じ対応すると答弁。※国会では国民の粘り強い闘いで改悪案が廃案になりました。しかし、政府は再度提出するとしており、引き続き闘いが必要です。

②西武多摩湖線・国分寺線の存続を

市は、西武線は住民生活とまちづくりにとって欠かせないもの、小平、東村山、国分寺、東大和の4市による連絡協議会を作りサーベラス（米投資会社）の廃線提案に反対の意見表明をしたなどを明らかにしました。

③3・2・8道路の住民投票を生かせ

住民投票は不成立だったが、有権者の1/3以上、5万を超える投票は市民の関心の高さの表れ。道路計画への沿線住民の疑問の声を都や国に反映させることを質しました。市は都に、35・17%の投票があったこととできる限り地域住民の声を伝えると答弁。（2面記事を参照）



ほそや正市議

①防災対策の継続事業と新規事業について

市政に関する世論調査では、市に対して望む施策の第1位が「地震などの防災対策」です。継続する事業と新規事業は何かと質問しました。

答弁として、継続事業の主なもの、自主防災組織への活動支援、井戸用発電機や防災行政無線の改修など。新規事業は、小・中学校等への無線FAXの設置や学校体育館の非構造部材の耐震化と自家発電装置の設置などが明らかになりました。さらに、市民の関心が高い立川断層に関する市の認識も質問し、答弁は、「立川断層帯地震が想定されるが、備えは全ての災害に対応するものである」というもので、甚大な被害が予想される立川断層帯地震に対応した十分な備えを基準にする必要性を痛感。

②住宅リフォーム助成制度創設に向けて具体的に検討を

住宅リフォーム助成の新たな仕組みが必要ではないか？また、その具体的な検討スケジュールを質問。答弁として、新たな仕組みについては、「市内産業の育成といった政策課題」を視点にした必要性について検討していく。スケジュールは定まっていないが検討に入ったところである。



すえひろ進市議

指定管理者の選定審査項目に地域貢献の評価と地域事業者育成の視点を加えよ
詳細は2面記事参照に掲載されていますが、それ以外に、①平成22年12月、総務省は今後の指定管理者制度の留意点として8項目を通知していますが、そのなかで事業者の選定にあたっては「利用者や住民からの評価等を踏まえ」ることを強調しており、事業者を評価する視点から利用者や住民への定期的なアンケート調査の実施を求めました。

また、②総務省の留意事項「労働法令の遵守」に関連し「杉並区公契約等における適正な労働環境の整備に関する要綱」（平成24年3月28日）を紹介し、杉並区では指定管理者が替わった場合でも、新旧事業者間との雇用継続・確保問題などについても、区と委託労働者との協議するルールが確立していることを強調し、小平市でもこのような市の責務の確立を求めました。



木村まゆみ市議

①単身高齢者などの状況把握のために訪問専門の相談員の配置を

要介護状態でありながら、福祉につながっていない高齢者を救うために、港区などに学んだ訪問専門相談員の設置を求めましたが、「包括支援センターやボランティア、...により、高齢者の安心や安全の確保に努める」と従来通りの残念な答弁。

②介護保険の改善に向けて一層の努力を

在宅介護を支える重要な柱である24時間体制の訪問介護・看護の検討状況などについて質問。夜間対応を担っている既存の1社のみと相談中。現在はその1社で概ね48名の方が1か月に2日間しか夜間のサービスを受けられていないという全く貧しい実態が明らかに。政府が鳴り物入りで設計した制度。国は実施にも責任を持つべきです！

③保育園待機児童対策と学童保育の今後のビジョンについて

待機児童対策は3面記事参照。学童保育はこども・子育て支援法の施行に伴い対象年齢が小学6年生まで拡大します。また今後、子ども・子育て審議会が設置されますが、専門家として学童保育指導員や学童父母連会長などを委員として加えるように要望。しかし、公募7名は小学生以下の保護者というくくり。専門家からは適時参考人として意見聴取のみ行なうというものです。審議会で議論が深まるのか不安が残ります。